

市第64号議案

横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する条例  
の一部改正

横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部を  
改正する条例を次のように定める。

平成29年12月 5 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する条例  
の一部を改正する条例

横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する条例（昭和31  
年12月横浜市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号中「100分の85」を「100分の90」に、「10  
0分の105」を「100分の110」に改め、同項第2号中「100分の  
42.5」を「100分の45」に、「100分の52.5」を「100分の55」に  
改める。

第4条第2項中「100分の210」を「100分の215」に、「100  
分の225」を「100分の230」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の横  
浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する条例（以下「新  
期末・勤勉手当条例」という。）の規定及び次項から附則第4項  
までの規定は、平成29年12月1日から適用する。

（平成29年12月1日に在職する職員に対して支給する勤勉手当に

関する特例措置)

- 2 平成29年12月1日に在職する職員（同日前1箇月以内に退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員を含む。）に対して支給する同日に係る勤勉手当に関する新期末・勤勉手当条例第3条第2項の規定の適用については、同項第1号中「100分の90」とあるのは「100分の95」と、「100分の110」とあるのは「100分の115」と、同項第2号中「100分の45」とあるのは「100分の47.5」と、「100分の55」とあるのは「100分の57.5」とする。

（市長等及び議員に対して支給する期末手当に関する特例措置）

- 3 横浜市常勤特別職職員の給料及び手当に関する条例（昭和31年8月横浜市条例第25号）第8条第1項に規定する市長等（以下「市長等」という。）及び横浜市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年8月横浜市条例第30号）第4条第1項に規定する議員（以下「議員」という。）に対して支給する平成29年12月1日に係る期末手当に関する新期末・勤勉手当条例第4条第2項の規定の適用については、同項中「100分の230」とあるのは、「100分の235」とする。

（期末手当及び勤勉手当の内払）

- 4 新期末・勤勉手当条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する条例の規定に基づいて市長等及び議員に支払われた期末手当並びに職員に支払われた勤勉手当は、新期末・勤勉手当条例の規定による期末手当及び勤勉手当の内払とみなす。

提 案 理 由

本年10月に本市人事委員会から、本市職員の期末手当及び勤勉手当について改定を行うよう勧告があったので、これを尊重し、期末手当及び勤勉手当の支給割合を増加させるため、横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部を改正したいので提案する。

**参 考**

横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する条例

(抜粋)

( $\frac{\text{上段}}{\text{下段}}$   $\frac{\text{改正案}}{\text{現 行}}$ )

(一般職職員の勤勉手当)

第3条 (第1項省略)

2 前項の場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 職員のうち再任用職員以外の職員 その者の前項の合計額にその者がそれぞれの基準日現在において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額を加算した額に $\frac{100}{100}$ 分の $\frac{90}{85}$  (管理職員にあっては、 $\frac{100}{100}$ 分の $\frac{110}{105}$ ) を乗じて得た額の総額

(2) 職員のうち再任用職員 その者の前項の合計額に $\frac{100}{100}$ 分の $\frac{45}{42}$   $\frac{.5}{.5}$  (管理職員にあっては、 $\frac{100}{100}$ 分の $\frac{55}{52.5}$ ) を乗じて得た額の総額

(第3項から第6項まで省略)

(特別職職員の期末手当)

第4条 (第1項省略)

2 前項の規定により第2条第1項の規定を適用する場合においては、同項中「100分の125」とあるのは「 $\frac{100}{100}$ 分の $\frac{215}{210}$ 」と、「100分の140」とあるのは「 $\frac{100}{100}$ 分の $\frac{230}{225}$ 」とする。